

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

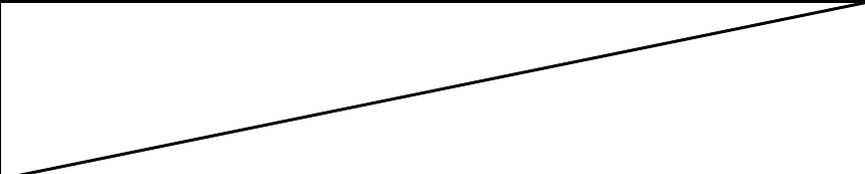
1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	那須塩原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://

執行機関名 那須塩原市教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	那須塩原市奨学資金貸与基金条例(平成17年那須塩原市条例第78号)による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年那須塩原市条例第31号)別表第1 第3の項 那須塩原市奨学資金貸与基金条例(平成17年那須塩原市条例第78号)による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第3条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	那須塩原市奨学資金貸与基金条例(平成17年那須塩原市条例第78号)

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>【独立行政法人日本学生支援機構法】 第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校^イの学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。 【高等学校等就学支援金の支給に関する法律】 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>	<p>(貸与資格) 第6条 奨学資金は、次の各号のいずれにも該当する者に対して貸与するものとする。 (1) <u>市内に住所を有する者(保護者又はこれに代わる者が市内に住所を有する者を含む。)</u> (2) <u>次のいずれかに該当する者</u> ア <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の専門課程に在学する者で、経済的理由により修学が困難なもの</u> イ <u>学位の取得を目的として、海外のその国における教育制度による大学若しくは短期大学又はそれらに準ずる学校に在学する者</u> (3) <u>学術優秀で品行方正である者</u> (4) <u>市税を滞納していない者</u> (5) <u>規則で定める要件を満たす連帯保証人を付することができる者</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年那須塩原市条例第31号) 那須塩原市奨学資金貸与基金条例(平成17年那須塩原市条例第78号)</p>